

常総カントリー倶楽部利用約款

第1条（約款の適用）

当倶楽部（クラブハウス、駐車場を含む）を利用される方（会員、非会員を問わず）は快適で、安全なプレーをお楽しみいただくために当倶楽部会則、細則等による他、本約款に従ってご利用いただきます。

第2条（利用契約の成立）

当倶楽部ではプレーをされる方はフロントにて本約款を確認した上で所定の署名カードに署名して下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

第3条（利用の申し込み）

プレーの申し込みは、原則として2ヶ月前から前日までの間に予約者（複数の場合はその氏名と責任ある代表者）、予約日及びスタート希望時間を明示して電話またはその他の方法によりエントリーを行ってください。

第4条（休場日、開場時間）

当倶楽部の各施設の休場日と営業時間は当倶楽部の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

第5条（利用の拒絶）

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

- (1) 満員でスタート枠に余裕のないとき
- (2) ビジターについては、メンバーの同伴または紹介のないとき
- (3) 天災その他の止むを得ない事情により当ゴルフ場をクローズするとき
- (4) 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき
- (5) 暴力団入場拒否条項

○次に該当する者は、当倶楽部に入場し、又は施設を利用することができない

- (イ) 暴力団員又は集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者
- (ロ) 施設申し込みを受理した後に、利用者が暴力団員であることが判明した場合は当該申し込みを取り消すことができる。

- (6) その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき

第6条（利用継続の拒絶）

当倶楽部は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- (1) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるものと認められたとき
- (2) 当倶楽部に対して好ましくない行為があったとき
- (3) 天災その他止むを得ない事情により施設の利用ができないとき
- (4) 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけるとき
- (5) ルール・マナー及び警告にもかかわらず、その指摘された行為を改めないとき
- (6) その他本約款に違反したとき

第7条（金銭その他の貴重品）

金銭その他貴重品等の保管については、当倶楽部所定の貴重品袋に貴重品を入れ、フロントにて所定の手続きに従いお預け頂くことができます。但し、保管物に関して、内容の明告及び当倶楽部の確認がない場合には盗難・紛失等にかかわる責任は負いません。

第8条（ロッカーの使用）

- （1） ロッカーには、金銭その他高価品をお入れにならないで下さい。ロッカー内の金銭その他高価品の紛失盗難については、当倶楽部は一切責任を負いません。
- （2） 当倶楽部が緊急と認めた場合にはロッカーを開扉し、点検する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- （3） 万一ロッカーの鍵を紛失された場合には直ちにお届けください。なお、紛失による修理に要した費用は相応分を頂戴いたします。

第9条（携帯品、自動車）

携帯品や駐車場の自動車につきましても、盗難、毀損等事故が生じた場合もその責任を負いません。

第10条（危険防止とエチケット・マナーの厳守）

ゴルフはときによって危険を伴うことがありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、すべて自己の責任でプレーしていただきます。

第11条（ティグランドにおけるマナー）

ティグランド上での素振りは、ティマーク内の打席以外ではなさないで下さい。スタート組以外のプレーヤーはティグランドに立ち入らないで下さい。

第12条（コース保護）

コースの保護または、後続組のためバンカー均し、グリーン上の自己のピッチマークの補修はプレーヤー自身で行ってください。

第13条（距離の確認）

先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球して下さい。

第14条（打者の前方に出ないこと）

同伴者は打者の前方には絶対出ないでください。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同志の打球によって生じた事故については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第15条（緩慢プレーの禁止）

緩慢なプレーは、同伴者に限らず、後続組の進行の支障となるばかりでなく全体のプレーヤーにも迷惑が及びます。先行組と適切な間隔でプレーして下さい。

第 16 条（隣接ホールの打ち込み）

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

第 17 条（退避）

後続組に対して打球させる場合は、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第 18 条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへすみやかに進んで下さい。

第 19 条（雷、地震発生時の注意）

当倶楽部は地震、落雷等の天災による事故に対しては責任を負いません。雷鳴などにより雷の襲来が予知される場合は、直ちにプレーを中止し、安全と思われる場所に避難して下さい。

第 20 条（火気使用の禁止）

コース内及びクラブハウス内の火気使用は厳禁といたします。喫煙による失火を含め火災発生の要因となった場合は第 26 条を適用いたします。

第 21 条（喫煙場所の厳守）

コース内やクラブハウス内で灰皿の設置していない場所での喫煙は厳禁といたします。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ず灰皿にお入れ下さい。

第 22 条（急患）

プレーヤーは自分の健康状態について常に充分配慮して下さい。急患の場合、できる限りの努力はいたしますが、結果については責任を負うことが出来ませんのでご了承下さい。

第 23 条（プレー終了後のクラブの確認）

プレーヤーがプレーを終了した場合は、クラブ等を点検し、紛失・損傷・入れ間違い等が無いかを確認して下さい。確認後は、クラブの不足、損傷等について当倶楽部は責任を負いません。

第 24 条（ホールインワン等の証明）

セルフプレーの場合ホールインワンを達成されても保険の対象外となり証明書等の発行はいたしませんのであらかじめご了承ください。

第 25 条（セルフプレーでの注意）

クラブ、携帯品の紛失、破損、打球事故及びプレーヤー間のトラブル等に付きましては全てプレーヤー自身の責任となりプレーヤー及びプレーヤー間にて解決していただくとし、当倶楽部では一切責任を負いません。

第 26 条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設等に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

第 27 条（浴室の利用）

浴室利用については下記のかたは、お断りします。

- （1）泥酔のかた
- （2）刺青のあるかた
- （3）他に感染する恐れのある病気のあるかた

第 28 条（違背の場合の責任）

利用者が第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 16 条、第 20 条および第 21 条に違背して第三者に傷害等の事故を負わせた場合並びに第 7 条、第 8 条、第 14 条、第 17 条、第 18 条、および第 19 条に違背して自ら傷害等の被害を受けた場合は当倶楽部は一切損害賠償等の責任を負いません。

第 29 条（施設内への持ち込み品）

施設内に下記の物を持ち込むことをお断りいたします。

- （1）著しく悪臭を放つもの
- （2）鉄砲、刀剣類
- （3）発火、爆発のおそれがあるもの
- （4）騒音の発するもの
- （5）その他、危険及びゴルフ場の秩序、雰囲気を害う恐れのあるもの

第 30 条（行為の禁止）

施設内で下記の行為はお断りいたします。

- （1）賭博、その他風紀を乱す行為
- （2）物品販売、宣伝広告等の行為
- （3）プレーヤー以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く）
- （4）他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
- （5）酒類、飲食等を持ち込みのパーティ
- （6）写真の撮影、録音等の行為（特に許可する場合を除く）

第 31 条（宅配便の取り扱い）

- （1）利用者がゴルフクラブ等を宅配便にて当倶楽部に送りつけられる場合は、あらかじめ当倶楽部にエントリーされている場合に限りお引受けいたします。
- （2）宅配によるクラブの紛失、損害、盗難等については、当倶楽部は責任を負いません。

第 32 条（再来場の拒否）

ビジターが当倶楽部において下記の行為をしたときは、再来場をお断りすると共にビジターを紹介、同伴された会員は当倶楽部の会則により処分されることがあります。

- （1）ビジターが会員の名前を詐称した場合
- （2）代金の支払をしなかった場合

(3) その他本約款に違反した場合

第 33 条（非会員の債務の保証）

会員が同伴又は紹介した利用者（非会員）が会社に対して負担する当倶楽部利用に伴う一切の債務及びその利用者が、当倶楽部に与えた損害金の支払い債務については、会員は利用者の債務の覆行につき、利用者と連帯して保証していただきます。

第 34 条（非会員への周知徹底）

会員は会員の同伴又は紹介した利用者（非会員）に対して本約款の存在及びその内容を理解していただいた上で当倶楽部をご利用していただきます。

第 35 条（会員証の携帯とその責任）

会員が本ゴルフ場を利用する場合、フロント受付時に必ず会員証をご提示願います。尚、会員証のご提示がない場合は非会員としてお取り扱いすることもあります。

第 36 条（忘れ物）

当倶楽部内での忘れ物は、発見の日から 3 ヶ月間お預かりいたします。その所有者であることを証明して、期間内にお引き取りください。ただし、下着類その他保管に適さない物はこの限りではありません。

第 37 条（約款の改定）

倶楽部運営状況等の変更により当約款を改定することもありますのであらかじめご承知下さい。

第 38 条（信義則）

その他規約、本約款に定めのない事項はゴルフプレーヤーの精神にのっとり信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

第 39 条（管轄の合意）

この約款により紛争が生じた場合は東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意して頂きます。

付則

この約款は 2007 年 10 月 30 日改訂